別紙９

「佐世保市木質バイオマス事業構築支援」業務
仕様書

１　業務名称

本業務の名称は、「佐世保市木質バイオマス事業構築支援」業務（以下、「本業務」という。）とする。

２　業務目的

佐世保市（以下「本市」という）では、持続可能な森林整備・林業振興、加えて脱炭素および地域エネルギーマネジメントの観点から木質バイオマス事業の有効性に着目しており、令和４年度に「佐世保市木質バイオマス事業可能性検討業務」（以下、令和４年度可能性検討業務）を実施したところである。

本業務では、令和４年度可能性検討業務の結果を踏まえ、本市における木質バイオマス事業の導入に必要な調査・計画立案に加え、事業化に向けた支援を行うことを目的とする。

なお、本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の趣旨を遵守し、実施する事業である。

３　業務期間

契約締結日から令和６年２月２９日まで

４　業務対象範囲

本業務の対象範囲は、主に佐世保市の全域を範囲とするが、検討内容により西九州させぼ広域都市圏内（※　以下、「都市圏」という。）の森林資源や木質バイオマス関連施設の状況等も考慮するものとする。

※西九州させぼ広域都市圏（長崎県内：佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町　佐賀県内：伊万里市、有田町）

５　業務内容

本市の川上の木質バイオマス燃料製造・供給者（以下、川上側の関係者）における木質燃料の製造・供給施設の段階的な整備に向けた条件整理および面的な木質バイオマス燃料供給事業の拡がりを見据えた川中（以下、川中側の関係者）から川下の温浴施設や一次産業事業者等の熱需要家（以下、川下側の熱需要家等）各々の事業化に向けた条件整理等を通じて、本市における木質バイオマスエネルギーの導入シナリオを明らかにすること。

（１）前提条件の収集・整理

令和４年度可能性検討業務の結果も踏まえ、本業務の検討に係る前提条件を収集・整理すること。

（２）本市における木質バイオマス燃料の製造・供給体制の構築について

川上側の関係者において木質バイオマス燃料の製造・供給事業が構築できるように以下の事項を整理・検討する。なお、（３）パイロット事業実施の可否判断と同時期に、木質バイオマス燃料の製造・供給に係る施設整備の可否判断ができるように検討を進めること。

①木質バイオマス燃料の製造・供給に関する現況と既存設備における課題の整理

②木質バイオマス燃料の製造・供給に関する施設整備の内容および事業費の検討

③木質バイオマス燃料の品質管理と供給体制の検討

④木質バイオマス燃料製造の実証試験の支援

⑤事業収支シミュレーション

⑥木質燃料製造における関連規制・法制度の整理

⑦課題と対応策の整理

（３）熱需要家（公共・民間）へのサウンディングと導入計画の策定について

令和４年度に整理した①前提条件の整理、②事業収支シミュレーション、　③事業性の検討を基に、川上側の関係者の将来の段階的な施設充実（供給量の拡大）に応じたモデル事業を選定すること。

なお、選定したモデル事業の対象事業者に（５）で掲げる協議会参画の打診（サウンディング）を行うとともに、協議会における議論を踏まえ導入に向けた課題と対応策の整理を含め将来に向けた導入計画として取りまとめ（６）のアクションプランに反映させること。

（４）パイロット事業の事業化計画

川上側の関係者が（２）の事業化を進めるにあたって安定した需要先の確保の観点から実施するパイロット事業（令和４年度可能性検討業務の結果から本市の２施設（温浴施設・水産業関連施設）への木質バイオマスボイラ設置を想定）について、以下の事項を整理・検討する。なお、本市（施設管理者）が令和５年９月を目途に事業実施の可否判断ができるように検討を進めること。

①木質バイオマスボイラシステムの基本計画

（２）で整理した川上側の関係者から供給される木質バイオマス燃料の特徴を踏まえ、パイロット事業における必要熱量や機能性等の観点から導入する木質バイオマスボイラ・制御装置・配管・蓄熱タンク等のバイオマスボイラシステムの基本計画を作成すること。

②整備が必要となる木質バイオマスボイラ関連設備の導入費用とランニングコストの算出

③事業収支シミュレーション

④木質バイオマスボイラシステムの設計及び工事の発注スキームの検討

⑤燃料供給者とパイロット事業者の役割分担および佐世保市の役割の整理
⑥課題と対応策の整理

（５）関係事業者との推進体制構築の支援

川上側の関係者、川中側の関係者、川下側の熱需要家等が参画する推進体制の構築に向けた協議会(仮称：佐世保市木質バイオマス推進協議会)の設立・運営を予定している。

協議会において意見交換、勉強会・視察等を実施し、バイオマスボイラ導入の事業化マネジメント、運用・メンテナンス技術等のノウハウ習得を図るとともに、事業化に向けた役割分担等の協議ができるように支援を行うこと。

（６）木質バイオマスエネルギー導入におけるアクションプランの事業化支援

（１）～（５）までの検討結果を総括しつつ、計画の実現に向けて各事業主体・行政等関係者の次年度以降のアクションプランを整理し、実施スケジュールを示すこと。

さらに、木質バイオマスエネルギーの導入が実現する場合に想定される課題を抽出し、その対応策を検討すること。その際、都市圏も考慮した広域連携の視点をもった検討・考察も行うこと。

（７）庁内プロジェクトチームへの情報提供

（１）～（６）の実施にあたって、関係団体や有識者等への聞き取り調査・意見交換を実施し、机上（数字を用いた検討）の検討に対する妥当性の考察を加えること。また、必要に応じてステークホルダーの意識（数字では見えない部分）の聞き取りなど、木質バイオマス事業の事業化に必要な情報を収集すること。

また、本市関係課職員により構成される「佐世保市木質バイオマス事業可能性検討に係るプロジェクトチーム」に対し、適宜情報提供及び進捗状況の報告を行うこと。

6　打ち合わせ協議

打合せ・協議は、原則としてWEB会議などの遠隔による手法にて開催するものとする。ただし、発注者の要請により対面での協議を要する場合は、対面での協議を実施するものとする。なお、プロジェクトチーム会を含む打合せ協議の内容については、議事録として整理すること。

7　受託者の責務

（１）受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し業務を遂行しなければならない。

（２）受託者は、本業務の実施に当たり、本市と詳細な協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、本市と綿密な連絡を取り、業務を遂行しなければならない。

（３）受託者は、第三者に対し業務の一部若しくは全部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

また、受託者は発注者の承諾により第三者へ再委託を行う場合は、再委託先との間で、本契約に基づいて受託者が発注者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

（４）本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

８　契約の変更

受託者からの申出による業務内容等の変更に伴う契約の変更は、原則として行わない。ただし、受託者の責めに帰すことのできない理由により、事象が発生した場合等は、この限りでない。

９　成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

（１）業務報告書及びその概要版、参考資料の冊子　７部（Ａ４版）

業務報告書、参考資料の冊子は、必要に応じてＡ３版による綴じ込み可とする。

（２）業務報告書及びその概要版の電子データ　１式

電子データは、Word、Excel、PowerPoint、PDF 形式とする。

（３）参考資料（調査過程で収集・作成・整理した図表等）　１式

電子データは、Word、Excel、PowerPoint、PDF 形式とする。

（４）その他必要に応じて指示するもの

１０　図書の貸与

（１）受託者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を本市の承諾を受け、借り受けるものとする。

（２）受託者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならない。また、業務完了後は速やかに返還しなければならない。

（３）受託者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

１１　疑義

受託者は、本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告し、指示を受けるものとする。

以　上